

(様式①)

資料4-3

総括評価に係る業務の実績に関する報告書

平成18年度～平成23年度
公立大学法人和歌山県立医科大学

中 期 計 画

第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

- 1 中期計画の期間
平成18年4月1日から平成24年3月31日までの6年間とする。
- 2 教育研究上の基本組織
学部、研究科及び専攻科を置く。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

- 1 教育に関する目標を達成するための措置
- 2 研究に関する目標を達成するための措置
- 3 附属病院に関する目標を達成するための措置
- 4 地域貢献に関する目標を達成するための措置
- 5 産官学の連携に関する目標を達成するための措置
- 6 国際交流に関する目標を達成するための措置

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

- 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置
- 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
- 3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置
- 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

- 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
- 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置
- 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

- 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
- 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

- 1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
- 2 安全管理に関する目標を達成するための措置
- 3 基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置

中期計画	総括 達成 状況	中間 達成 見込	特 記 事 項	備 考
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 ア 学部教育			学部・研究科の表記について ・医学部と保健看護学部について、一方のみが該当する場合には、当該学部名を記載している。双方に該当する場合には、学部名を記載していない。 ・大学院（医学研究科と保健看護学研究科）についても、学部名と同様とする。	・中期目標期間（H18～H23）における各年度評価の合計数 ・（ ）内は総括評価様式②の該当ページ
(ア)-1 人文科学、社会科学、自然科学などの分野における幅広い基礎知識と技術を教授するとともに、分野の枠を超えて共通に求められる知識や知的な思考力を育成する。	III	III	選択可能な人文系の科目を増やすとともに、多くの領域の講義を聴く機会を創設し、思考力を育成するカリキュラムを構築した。	評価III：11（P.1）
(ア)-2 人間としての在り方や生き方に関する深い洞察力や理解力を育成するため、カリキュラム編成等に工夫を加え、質の高い医療人を育成する。	III	III	様々な形態の医療施設における体験実習、地域実習やケアマインド育成の取組を通して質の高い医療人を育成することができた。 平成18～23年度実績 ケアマインド教育：180時限 老人福祉施設：151か所 502名参加 保育所：16か所 339名参加 障害者福祉施設：19か所 303名参加 <医学部>	評価III：8、評価IV：6（P.2）
(ア)-3 情報処理施設等の活用を図り、高度情報技術社会に対応できる情報活用能力・情報リテラシーを育成する。	III	III	1年次に情報処理演習を行うとともに、EBM教育を主として医学情報の入手方法、利用方法など情報リテラシーを育成した。 <医学部>	評価III：9（P.2～P.3）
(イ)-1 学生の課題探求能力、問題解決能力、学問を探究する研究心を育成し、医学又は保健看護学を中心とした幅広い知識及び技術を教授する。	III	III	PBLを教養、基礎、臨床のすべてで行うとともに、基礎配属や自主研究、海外留学を通して幅広い知識および技術を教授した。 年平均 1年次教養PBL 12テーマ 2年次教養PBL 10テーマ、基礎PBL10テーマ 3年次PBL 9テーマ 4年次PBL 12科目 <医学部> 教養セミナーの科目において、自らの問題点を発見しその仕方を学ぶチュートリアル形式の教育を行った。 <保健看護学部>	評価III：11（P.3）

<p>(イ)-2 新卒者の医師国家試験合格率95%以上、看護師国家試験合格率100%、保健師国家試験合格率95%以上を目指す。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>医師国家試験については、臨床実習前の知識・技能を厳格に評価するとともに卒業時の能力を適正に判断するための評価方法を改善した。また、修学の環境整備を行ったことで、平成21年度に低迷した新卒者医師国家試験合格率が改善した。 新卒者医師国家試験合格率 平成18年 92.3%、平成19年 96.6%、 平成20年 95.2%、平成21年 87.5%、 平成22年 91.7%、平成23年 96.4% <医学部></p> <p>看護師、保健師国家試験については、卒業時の能力を担保するため卒業試験を適正に行い、評価した。看護師及び保健師の国家試験合格率は、ほぼ目標どおり達成することができた。 看護師国家試験合格率 平成19年 100%、平成20年 98.8%、 平成21年 100%、平成22年 100%、 平成23年 100% 保健師国家試験合格率 平成19年 96.5%、平成20年 100%、 平成21年 100%、平成22年 100%、 平成23年 97.8% <保健看護学部></p>	<p>評価Ⅱ：1、評価Ⅲ：7、 評価Ⅳ：3 (P.4)</p>
<p>(ウ)-1 チーム医療やインフォームドコンセントに不可欠なコミュニケーション能力を育成するためのカリキュラムを充実する。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>老人福祉施設、保育所、障害者施設における体験実習、4年次のコミュニケーション実習、臨床実習における多面的評価を通してコミュニケーション能力の改善を図った。 <医学部></p> <p>ケアマインド教育医療コミュニケーションの科目等を通じてコミュニケーション能力の育成を図ってきた。 <保健看護学部></p>	<p>評価Ⅲ：10、評価Ⅳ：3 (P.4~P.5)</p>
<p>(ウ)-2 専門的かつ総合的な知識及び技術を習得させる上で、医療の安全や緩和医療等今日の医療に必要な感性の育成を考慮するなど、人権に配慮した教育を行う。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>ケアマインド教育、老人福祉施設などの体験実習、緩和ケア病棟実習を通じて、ケアマインドの育成、人権への配慮などができるよう教育を行った。 <医学部></p>	<p>評価Ⅲ：7、評価Ⅳ：2 (P.6)</p>
<p>(ウ)-3 価値観、目的、感性などの違いを相互に理解させ、学ばせるために、学部や学年の異なる学生が同じ場で協調して学ぶ機会を設定することにより、医療に携わる専門職がお互いの立場を尊重し、チームワークのとれる健全な人材を育成する。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>1年間の両学部の共通講義としてのケアマインド教育を通じて、多職種間教育の基礎を形成することができた。</p>	<p>評価Ⅲ：9、評価Ⅳ：1 (P.7)</p>

<p>(エ)-1 学生の社会活動、地域医療への参加を推進し、地域との交流、医療への学生の関心を高める。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅲ</p> <p>各種医療施設への体験実習・地域実習及び県下の地域病院での臨床実習を行うことで地域及び医療に対する関心を高めることができた。 平成18～23年度実績 ケアマインド教育：180時限 老人福祉施設：151か所 502名参加 保育所：16か所 339名参加 障害者福祉施設：19か所 303名参加 <医学部></p> <p>早期体験実習（1年次）、統合実習Ⅰ（2年次）、地域看護実習Ⅰ・Ⅱ（3年次）、地域看護実習Ⅲ（3～4年次）、保健看護管理実習（4年次）に全員が参加し、地域及び医療に対する関心を高めることができた。 実習施設数 平成18年 57、平成19年 75、平成20年 75、 平成21年 73、平成22年 74、平成23年 82 <保健看護学部></p>	<p>評価Ⅲ：15、評価Ⅳ：3 (P.7～P.8)</p>
<p>(エ)-2 国際的視野を持った人材を育成するため、海外交流を推進し、学生の異文化理解と必要な語学力の向上を図る。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>評価Ⅲ：8、評価Ⅳ：4 (P.9)</p>
<p>イ 大学院教育</p>			
<p>(ア)-1 医学研究科修士課程では、医学・医療関連の領域で基本となる共通教育科目、専門性を伸ばす専門教育科目、修士論文作成を行う特別研究科目の内容の充実を図る。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>評価Ⅲ：6 (P.9)</p>
<p>(ア)-2 修士課程では、生命倫理及び医の倫理観の高揚を図るための講義・研修を行う。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅲ</p> <p>「研究者の倫理」、「遺伝子解析の倫理指針」等倫理観の高揚を図るための講義を医学研究科大学院共通科目講義としてカリキュラム化を行った。</p>	<p>評価Ⅲ：6 (P.10)</p>
<p>(ア)-3 保健看護学の分野における研究能力に加えて高度の専門性が求められる職業を担う卓越した能力を培うため、平成20年度までに保健看護学研究科修士課程（仮称）を開設する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅲ</p> <p>平成20年度に保健看護学研究科修士課程を開設した。</p>	<p>評価Ⅲ：1、評価Ⅳ：1 (P.10)</p>
<p>(イ)-1 大学院生に分野横断的な知識を修得させ、多くの分野の研究にも対応していただける基礎技術を習熟させる。また、医学研究を行う上で基本的な実験研究方法等の理論を修得させる。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅲ</p> <p>医学研究科大学院共通科目講義において、実験方法に係る概説的な講義をカリキュラム化を行った。</p>	<p>評価Ⅲ：6 (P.10)</p>
<p>(イ)-2 国内外の学術誌への学位論文の発表や学会活動を推奨し、若手研究者や大学院生のシンポジウムでの発表、学会賞などへの応募を推奨することで、研究レベルの向上を図る。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>評価Ⅲ：6 (P.10)</p>

(イ)-3 生命倫理及び医の倫理観の高揚を図るための講義・研修を行う。	Ⅲ	Ⅲ	「研究者の倫理」、「遺伝子解析の倫理指針」等倫理観の高揚を図るための講義を医学研究科大学院共通科目講義としてカリキュラム化を行った。	評価Ⅲ：9 (P. 10～P. 11)
(イ)-4 保健看護学の教育研究拠点としての役割を果たすため、平成23年度中に保健看護学研究科博士課程（仮称）の設置認可申請を行う。	Ⅱ	—	平成24年度中に保健看護学研究科博士課程（仮称）の設置認可申請を行う。	評価Ⅱ：1 (P. 11)
ウ 専攻科教育				
(ア) 助産に関する高度で専門的かつ総合的な能力を身につけた人材を育成する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅱ：1、評価Ⅲ：7、 評価Ⅳ：2 (P. 11)
(イ) コミュニケーション能力及びリーダーシップを備えた協調性の高い人材を育成する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：6 (P. 12)
(ウ) 地域医療及び健康福祉の向上に寄与する人材を育成する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：4 (P. 12)
(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置				
ア 学部教育				
(ア) 入学者受入れ及び入学者選抜を実現するための具体的方策				
a-1 入学者受入れ方針の見直し、多様な入学者選抜を実施するとともに、入学後の成績・進路等との関連を検証して、入学者選抜方法に工夫及び改善を重ねる。	Ⅲ	Ⅲ	新たな入試枠の設定をするなど入学者選抜方法に工夫及び改善を行うとともに、アドミッションポリシーを策定し、入学者の受入れ方針を明確にした。また、入学時の成績と入学後の成績を追跡調査し、選抜の方法のあり方を検証した。 〈医学部〉	評価Ⅲ：8、評価Ⅳ：1 (P. 13)
a-2 入学試験を学生教育の出発点と考えて、入試・教育センターの機能をさらに充実させ、大学全体として選考に取り組む体制をとる。	Ⅲ	Ⅲ	教育研究開発センターの入試制度検討部会と入試委員会が連携し、選抜方法の改善に取り組んだ。 〈医学部〉	評価Ⅲ：6 (P. 13)
b 入学者選抜、進路指導等に係る相互理解を深めるために、オープンキャンパス、大学説明会などを通じ、高等学校との連携を図り、より広範な広報活動を行う。	Ⅲ	Ⅲ	大学説明会・オープンキャンパスについては、県外高校にも参加を促すなど積極的に行った。また、大学セミナー、模擬授業にも教員を派遣するとともに県高等学校長会とも懇談会を開催し、広く広報活動を行った。 〈医学部〉〈保健看護学部〉	評価Ⅲ：6、評価Ⅳ：3 (P. 13～P. 14)

(イ) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策				
a-1 各学部のカリキュラムが、それぞれの教育理念及び目標に即したものであるかどうかを検証し、必要に応じて改善を行う。	Ⅲ	Ⅲ	学部毎の教育理念、カリキュラムポリシーを策定することにより、教育理念を明確にし、入学、進級、卒業時の判定の規範とした。また、それらの理念を勘案して、判定基準を改変した。	評価Ⅲ：7 (P.14～P.15)
a-2 実践能力育成方法の充実に向け、卒業時の到達目標を作成する。	Ⅲ	Ⅲ	ディプロマポリシーを策定し、その理念に準拠して卒業判定基準を改定した。また、Advanced OSCEを実施することで、臨床技能の評価を加味した判定を行うよう改善した。 〈医学部〉	評価Ⅲ：7、評価Ⅳ：1 (P.15)
a-3 医学部では、6年一貫教育の充実のため、「医学準備教育モデル・コア・カリキュラム」及び「医学教育モデル・コア・カリキュラム」の精神に則り、必修事項の効率的修得と、一般教養科目の確保と充実を図って授業科目を編成する。	Ⅲ	Ⅲ	モデル・コア・カリキュラムの変更に伴い、カリキュラムの内容を変更し、系統番号を振った。また、臨床実習の医行為の水準を変更し、より実践的な臨床技能の習得ができるようにカリキュラムを編成した。	評価Ⅲ：4 (P.15)
a-4 保健看護学部では4年一貫教育の充実のため、「教養と人間学の領域」「保健看護学の基盤となる領域」「保健看護学の専門となる領域」の3領域でカリキュラムを構成し、専門分野の枠を超えた横断的・総合的な学習の充実を図る。	Ⅲ	Ⅲ	総合保健看護の分野において6科目を開講し、専門分野の枠を超えて各科目が有機的に学習効果を生むような構成を図ってきた。	評価Ⅲ：6 (P.15)
b-1 プライマリケアや、総合診療教育を充実させ、本学に特色ある診療科、診療単位（救急集中治療部、血液浄化センター、リハビリテーション部、緩和ケア部など）、紀北分院の特徴を活かし、学部教育、臨床実習を卒後臨床研修に有機的に結合させたカリキュラムを編成する。	Ⅲ	Ⅲ	選択実習を1か月単位とし、学外および海外での実習を通してプライマリケア、総合診療の体験を行えるようカリキュラムを変更し、卒後研修に移行できるようにした。 〈医学部〉	評価Ⅲ：6 (P.16)
b-2 地域医療に貢献できる医療人を育成するため、学外の臨床教授のもとで臨床実習を行い、クリニカル・クラークシップ型の臨床教育を充実させる。	Ⅲ	Ⅲ	選択実習の期間に学外及び海外での1か月の実習を行い、クリニカル・クラークシップが体験できる実習内容に変更した。（平成23年度：県内の臨床実習病院7か所、20名参加、海外の研修病院3か所、6名参加） 〈医学部〉	評価Ⅲ：7、評価Ⅳ：3 (P.16)
(ウ) 教育方法に関する具体的方策				
a-1 教養教育の充実のために、学部間の共通講義を導入する。	Ⅲ	Ⅲ	医学部（1年次）と保健看護学部（1年次）との共通講義（ケアマインド教育）を導入した。	評価Ⅲ：6 (P.17)
a-2 多様な教養科目及び専門教育科目を幅広く提供するために、他大学との単位互換制度を継続して行う。	Ⅲ	Ⅲ	県内の大学と単位互換制度を設けた。単位互換可能な科目を3科目から4科目に増やし、幅広く提供した。〈医学部〉	評価Ⅱ：1、評価Ⅲ：9 (P.17～P.18)

b-1 問題設定解決型学習を推進し、自主的学習能力を高める。	Ⅲ	Ⅲ	PBLを教養、基礎、臨床の全てで行うとともに、基礎配属や自主研究、海外留学を通して幅広い知識および技術を教授した。(年平均：1年次教養PBL 12テーマ、2年次教養PBL 10テーマ、基礎PBL10テーマ、3年次PBL 9テーマ、4年次PBL 12科目) 〈医学部〉	評価Ⅲ：16、評価Ⅳ：1 (P.18)
b-2 臨床実習、研修を重視し、早期病院実習、看護実習、教育協力病院での実習など診療参加型実習を充実させる。	Ⅲ	Ⅲ	早期体験実習(平成18年～23年：実習病院72か所、500名参加)、看護体験実習(平成18年～23年：病棟84か所、385名参加)、臨床実習(平成23年度：県内の臨床実習病院7か所、20名参加、海外の研修病院3か所、6名参加) 〈医学部〉	評価Ⅲ：4、評価Ⅳ：1 (P.18～P.19)
b-3 高度情報技術社会に対応できるコンピュータ等の情報機器活用能力を高める。	Ⅲ	Ⅲ	地域医療支援推進室(高度医療人育成センター)に106台の端末を設置すると共に、e-learningが行える環境を整備した。また、インターネットを用いて情報収集などを学ぶ情報処理(1年次)のカリキュラムを導入した。 〈医学部〉	評価Ⅲ：10 (P.19)
b-4 演習、実習に異なる学年を参加させ、ティーチングアシスタント(TA)制度、リサーチアシスタント(RA)制度の導入を検討する。	Ⅲ	Ⅲ	ティーチングアシスタント(TA)制度を導入した。 〈医学部〉	評価Ⅲ：5 (P.19)
c-1 チーム医療を理解するため、医学部と保健看護学部の教員が協力して教育を実施する。	Ⅲ	Ⅲ	1年間の両学部の共通講義としてのケアマインド教育を通じて、チーム医療の基礎を形成することができた。	評価Ⅲ：6 (P.20)
c-2 人間としての在り方や生き方に関する深い洞察力や理解力を育成するため、カリキュラム編成等に工夫を加え、質の高い医療人を育成する。(再掲)	Ⅲ	Ⅲ	様々な形態の医療施設における体験実習、地域実習やケアマインド育成の取り組みを通して質の高い医療人を育成することができた。(平成18～23年度実績：ケアマインド教育180時限、老人福祉施設151か所、502名参加、保育所16か所、339名参加、障害者福祉施設19か所、303名参加) (再掲) 〈医学部〉	評価Ⅲ：10、評価Ⅳ：4 (P.20～P.21)
(I) 成績評価等の実施に関する具体的方策				
a 医学部では、各科目の試験と共用試験(コンピュータを用いた客観試験(CBT)、客観的臨床能力試験(OSCE))の成績を取り入れた成績評価指針を作成し、学生及び教員に周知することにより厳正かつ公正な評価を行う。	Ⅲ	Ⅲ	進級試験、共用試験、卒業試験の精度管理を行い、各科目にフィードバックするとともに本学での教育の弱点を公表した。また、成績の推移、国家試験の成績から評価方法を改善し、評価基準を明文化するとともに、進級判定を厳正かつ公正に行った。	評価Ⅲ：10、評価Ⅳ：1 (P.21～P.22)

b 保健看護学部では、成績評価について教員の共通認識のもと、厳正かつ公正な評価を行う。	Ⅲ	Ⅲ	成績評価について教員が共通認識を持つとともに厳正・公正な評価を行った。	評価Ⅲ：6 (P.22)
c 成績優秀者を表彰する制度を拡充する。	Ⅲ	Ⅲ	卒業時に、成績の総合評価優秀者に知事賞を、他の学生の模範となる学生に学長賞を付与した。	評価Ⅲ：9、評価Ⅳ：1 (P.22)
(オ) 卒業後教育との連携に関する具体的方策				
a 質の高い臨床医の育成を行うため、臨床実習、卒業初期及び後期臨床研修を有機的に組み立てる。	Ⅲ	Ⅳ	卒業時OSCEを正式に開始し、臨床研修への移行が容易に行われるようカリキュラムを改定した。臨床実習における卒前・卒業後の指導体制についても一部の診療科で行われるようになった。	評価Ⅲ：9、評価Ⅳ：2 (P.22～P.23)
b 保健看護学部と附属病院看護部との連携を図り、附属病院における卒前・卒業後教育を充実させる。	Ⅲ	Ⅲ	卒業前教育においては基礎学、領域実習の前の説明会で、実習目的の説明を受け、後には実習評価を実施した。保健看護学部教育の講師依頼を受け、卒業後教育では研修の講師を依頼し、連携を図った。	評価Ⅲ：11、評価Ⅳ：1 (P.23～P.24)
イ 大学院教育				
(ア) 入学者受入れ及び入学者選抜を実現するための具体的方策				
a 大学院の授業時間については、教育方法の特例(大学院設置基準第14条)を実施し、社会人のために昼夜開講制として、多様な人材を求める。また、長期履修制度により修業年限の弾力化を図る。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：5 (P.24)
b 医学研究科修士課程では、コ・メディカルスタッフ、研究者を目指す者、企業等において医学・医療関連の研究に従事する者、医療行政関係者などの経歴を持つ人材を幅広く受け入れる。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：6、評価Ⅳ：2 (P.24)
c 医学研究科博士課程では、従来の医学部卒業生等に加え、社会人の修士課程修了者等も入学しやすい環境を整える。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：15、評価Ⅳ：1 (P.24～P.25)
(イ) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策				
a-1 医学・医療に直結した課題に取り組み、研究経験と専門知識・技術を学ばせるカリキュラムを編成する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：8 (P.25)
a-2 医学・医療に従事する過程で問題を発見する能力とその解決方法を企画立案する能力を持つ研究者、又は高度専門職業人を育成するカリキュラムを編成する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：8 (P.25)

b-1 医学研究科修士課程では、高度専門職業人の専門性を高めるため、研究能力の開発強化を図る。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：6 (P.26)
b-2 医学研究科修士課程では、教員が相互に連携を取り、博士課程とも交流を図りながら教育・研修の機会を創出する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：5 (P.26)
c 医学研究科博士課程では、講座・研究室の枠を越えて、地域医療に貢献できるように横断的な知識が修得できるようにカリキュラムを編成する。 特に医学研究科地域医療総合医学専攻においては、各教室間の有機的な連携を促進し、高度先進的かつ分野横断的な大学院教育を行い、地域医療に貢献する医療人の育成を目指す。	Ⅲ	Ⅲ	医学研究科大学院特別講義において、学内外から各分野の第一線で活躍されている講師を迎え、高度専門的・分野横断的な講義を実施した。	評価Ⅲ：6 (P.26)
(ウ) 教育方法に関する具体的方策				
a-1 研究レベルの向上や研究者間の交流を図るため、研究討議会や大学院特別講義の内容の充実を図る。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：8 (P.26～P.27)
a-2 各研究単位の教育研究目標及び研究指導目標を明確にした「大学院学生要覧」を作成し、これに基づいた研究指導を推進する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：6 (P.27)
b 大学院独自のファカルティ・ディベロップメント(FD)研究会を年間を通じて定期的に行い、大学院教員の教育方法の改善を組織的に進める。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅱ：1、評価Ⅲ：4 (P.27)
(エ) 成績評価等の実施に関する具体的方策				
a 毎年研究業績集を公表し、社会的評価を受ける。	Ⅲ	Ⅲ	学位論文を国立国会図書館に送付するとともに、ホームページにおいて「内容の要旨」等を3か月単位で公表した。 〈医学研究科〉	評価Ⅱ：2、評価Ⅲ：3 (P.27)
b 優れた研究及び専門能力を有する者を顕彰する。	Ⅲ	Ⅲ	優れた研究業績を達成した者について、本学の名誉教授会賞に毎年度複数名を推薦した。 〈医学研究科〉〈保健看護学研究科〉	評価Ⅲ：4、評価Ⅳ：2 (P.27～P.28)
ウ 専攻科教育				
(ア) 入学者選抜方法の工夫及び改善を図り、優秀な人材の確保に努める。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：6 (P.28)
(イ)-1 卒業までに学生が到達すべき教育目標を明確にし、カリキュラム全体の改善に努める。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：10 (P.28)

(イ)-2 医療現場での実習の充実を図り、地域医療等について理解と関心を深めるための教育を推進する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：3 (P. 28)
(イ)-3 幅広い教養、豊かな人間性及び思考力・想像力をより増幅するため、人間教育を充実する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：3 (P. 29)
(イ)-4 学生が主体的かつ意欲的に学習でき、知的好奇心、科学的探究心及び問題解決能力を育む教育方法を採用する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：10 (P. 29)
(イ)-5 医療に従事する者として適切なコミュニケーション能力、妊産婦等の人権に配慮できる倫理観育成のための教育を充実する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：3 (P. 29)
(イ)-6 個々の学生が卒後教育へ円滑に移行できるように、専攻科教育と卒後教育の連携を図る。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：4 (P. 29)
(ウ) 成績評価について、教員の共通認識のもと、厳正かつ公正な評価を行う。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：3 (P. 30)
(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置				
ア 適切な教職員の配置等に関する具体的方策				
(ア) 教育実施体制、教職員の配置、教育課程、時間配分などの見直しを行い、その内容を実施する組織を設置する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：2 (P. 30)
(イ) 教育研究と実践を有機的に展開するため、各学部及び附属病院などの実習施設とのより一層の組織的な連携を図る。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：12 (P. 30～P. 31)
(ウ) 学部教育と大学院教育の連携を図り、M. D. -Ph. D. コース等多様な履修形態を検討する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：5 (P. 31)
イ 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策				
(ア) 少人数教育、臨床実習、学生の自主的学習が円滑に実施できる環境の充実を図る。	Ⅲ	Ⅲ	高度医療人育成センター(OSCE研修室18部屋)及び基礎教育棟(ゼミ室8部屋)において、小グループの自主学習ができる環境を整備した。また、臨床技能研修センターの機能充実を図った。	評価Ⅲ：5、評価Ⅳ：2 (P. 31)

(イ) 図書館の蔵書の充実にも努め、開館時間の延長について検討する。 また、情報の国際化・電子化への対応として図書館機能の充実を図る。	Ⅲ	Ⅲ	図書館開館時間の延長を実施し、逐次刊行物の冊子体を電子版へ移行し、教員・学生等利用者への環境整備に努めた。	評価Ⅲ：8 (P. 32)
(ウ) 教育に関する円滑な情報処理及び情報通信の促進を図るため、医学情報ネットワークの適切な運用管理を行う。	Ⅲ	Ⅲ	平成22年度新医学情報ネットワークシステムを構築し、運用管理実施した。	評価Ⅲ：6 (P. 32)
(エ) 医学、医療、科学、高等教育における和歌山県固有の発展の歴史について、顕彰し教育するための歴史資料室等の設置に向けた検討を行う。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：5 (P. 32)
ウ 教育の質の改善につなげるための具体的方策				
(ア) 教育の質の改善(FD)に関する学内組織を再構築し、教員への講習だけでなく、教育資料の開発を援助する。	Ⅲ	Ⅲ	年4回程度FDを実施し、教育の質の向上を図った。また、教育方法の改善を行った。(平成18～23年：24回開催、参加者695名) ＜医学部＞ 年12回程度のFDを実施し、教育・研究の改善を行った。 ＜保健看護学部＞	評価Ⅲ：5 (P. 32～P. 33)
(イ)-1 教育活動評価のための組織を整備し、学生及び第三者による授業評価の在り方の検証及び改善を図る。	Ⅲ	Ⅲ	教育研究開発センター教育評価部会において、新たに講義を行うもの及び希望者について教員相互の授業評価を行い、評価改善点を明示した上でフィードバックした。(平成23年度：7件) 4回以上の講義を実施した教員に対し、学生による授業評価を行った。また、教員相互の授業評価も実施した。 ＜保健看護学部＞	評価Ⅲ：10 (P. 33)
(イ)-2 教育の成果・効果を評価する基準として、引き続き大学院生の学位論文の質的評価を行う。さらに指導大学院生数、学位を取得させた人数、指導内容等を検証し、評価の指標とする。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：6 (P. 33)
(イ)-3 本学の学部教育、大学院教育及び専攻科教育がどのように活かされているかを検証するため、学部卒業生、修士課程及び博士課程修了者並びに専攻科卒業生の卒業後・修了後の追跡調査を行う。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：13 (P. 34)
(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置				
ア 学習相談、助言、支援の組織的対応に関する具体的方策				
(ア) 新入生オリエンテーションを充実する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：5 (P. 34～P. 35)

(イ) 学生からの相談に細やかな対応ができるように学習相談及び助言体制の充実を図る。	Ⅲ	Ⅲ	相談内容に応じて、教務学生委員会及び健康管理医から相談責任者を選出し、効果的な相談体制をとった。	評価Ⅲ：10 (P.35)
(ウ) 教育研究活動中の事故及び災害に対処するため、学生の任意保険への加入を促進する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：9 (P.35)
イ 生活相談、就職支援等に関する具体的方策				
(ア) 健康保持及び心配や悩み事に対応するため保健管理室の充実を図り、心身両面で学生の健康管理体制を充実させる。特に、メンタル面のカウンセリング体制を充実させる。	Ⅲ	Ⅲ	平成19年度健康管理センターを設置した。	評価Ⅱ：1、評価Ⅲ：7、 評価Ⅳ：2 (P.36)
(イ) 修学のための経済的な支援体制の充実に努める。	Ⅲ	Ⅲ	平成18年度修学奨学金貸付制度を創設した。	評価Ⅲ：6 (P.36)
(ウ) 就職に関する情報提供に努め、就職活動の支援を行う。特に大学院生に対し、取得した専門知識が生かせるよう、教育職、研究職、高度の専門職への進路を指導し、助言、推薦などを行う。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：13 (P.37)
ウ 留学生支援体制に関する具体的方策				
(ア) 大学及び大学院の研究活動、学費、学生生活等に関する情報を適切に提供する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：6 (P.37～P.38)
(イ) 平成18年度中の国際交流センターの設置も視野に入れて、外国人研究者、留学生の受入れ体制、修学支援体制を整備する。	Ⅲ	Ⅳ	国際交流センターを設置するとともに、外国人研究者、留学生等が利用する国際交流ハウスを整備した。 また、学生の留学先の確保に努め、ハワイ大学及びミネソタ大学へ派遣できる体制を整備した。	評価Ⅲ：4、評価Ⅳ：2 (P.38)
(ウ) 海外の大学等との学術交流を推進するとともに、諸外国の大学等との交流協定を締結する。	Ⅲ	Ⅲ	山東大学に加え、コンケン大学、マヒドン大学、香港中文大学、上海交通大学、ソウル大学と交流協定を締結した。	評価Ⅲ：9、評価Ⅳ：4 (P.38)

2 研究に関する目標を達成するための措置				
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置				
ア 目指すべき研究の方向と研究水準に関する具体的方策				
(ア)-1 和歌山県で重点的に取り組まなければならない疾病構造の改善、診療活動の改善、疾病の予防につながる研究を行う。	III	IV	平成21年度に「スポーツ・温泉医学研究所」での研究活動を行うとともに、新たに「みらい医療推進センター」を開所し、診療機能を持つ「サテライト診療所本町」と研究機能を持つ「げんき開発研究所」を併設した。 ・がん診療連携協議会 平成18年度に都道府県がん診療拠点病院に指定され、緩和ケア研修会をはじめとする各種研修会等を開催した。また、平成22年に作成した5大がんの地域連携パスの本格運用を始め、院内がん登録も開始した。患者相談事業として、がん相談支援センターの整備も行い、これらにより当院のみならず本県全体のがん診療の充実に資することができた。 ・地域がん登録 県からの受託事業として、平成23年度から標準データベースを設置するなど体制を整え、事業を開始した。 登録票 6,646件 死亡票 5,117件 登録	評価III：6、評価IV：7 (P. 39～P. 40)
(ア)-2 疾病の原因、診断、予防について医学及び保健看護学の研究を行い、診療活動の場において、医療及び保健看護の質の向上に貢献する。	III	III		評価III：6 (P. 41)
(イ)-1 創薬、診断及び治療方法などについての臨床研究、先端医療の研究を行う。	III	III	平成21年度に「循環器画像動態診断学講座」を、平成23年度に「運動機能障害研究開発講座」を開設し、臨床的先端医学の研究を行った。	評価III：13、評価IV：1 (P. 41)
(イ)-2 講座の枠を超えて、基礎医学と臨床医学の連携による、より幅の広い医学研究の推進を図る。	III	III		評価III：5、評価IV：7 (P. 41～P. 42)
(イ)-3 基礎的研究を重視し、これを推進する。	III	III		評価III：5、評価IV：1 (P. 42)
イ 成果の社会への還元に関する具体的方策				
(ア) 医学及び保健看護学及び助産学の研究成果を、地域産業の活性化、健康福祉、公衆衛生活動に展開させるため、研究成果、業績等の知的財産を公開するとともに、本学教員による各種の研修会での講演や地域活動などを行う。	III	III		評価II：2、評価III：13、 評価IV：3 (P. 43)
(イ) 寄附講座、受託研究、企業との共同研究を拡大する。	III	III		評価III：3、評価IV：3 (P. 44)

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置				
ア 研究体制に関する具体的方策				
(ア) 大学が重点的に取り組む領域や研究分野を選定し、これに重点的・弾力的に人員を配置する。	III	III		評価III：5、評価IV：1 (P. 44)
(イ) 公募により、より優秀な指導的研究者の確保に努める。	III	III		評価III：8、評価IV：3 (P. 44～P. 45)
(ウ) 研究の活性化を検討する委員会の設置など、多くの医療人が研究に参画できる体制を構築する。	IV	IV	平成18年度に研究活動活性化委員会を設置し、特定研究助成プロジェクト発表会を毎年度開催することで、数々の研究を助成するなど、研究の活性化を図る体制を構築した。 また、次世代リーダー賞や若手研究奨励賞を創設し、若手研究者による研究を促進した。	評価IV：5 (P. 45)
(エ) 知的財産の創出の支援、取得、管理及び活用を行う組織を設置する。	III	III		評価III：1 (P. 45)
イ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策				
(ア) 研究の支援体制を整備するために、共同研究等の施設の拡充を検討する。	III	III		評価II：1、評価III：5 (P. 45～P. 46)
(イ) 研究機器及び備品の効果的な整備拡充、先端医学研究所の充実を図る。	III	III		評価III：6 (P. 46)
ウ 研究の質の向上につなげるための具体的方策				
(ア) 学内重点研究課題を選定し、学部、講座、研究室等の枠を超えた横断的プロジェクト研究を推進する。	IV	IV	学内重点研究を助成し、その成果を発表することにより、本学の研究活動が活性化され、講座等を超えた横断的な研究を推進することができた。	評価III：1、評価IV：5 (P. 46～P. 47)
(イ) 教員の研究の水準・成果を検証するため、研究活動の評価を定期的に行い、かつ公表する。それに基づき、質の高い研究を資金面などで支援する制度を導入する。	III	III		評価III：4、評価IV：1 (P. 47)
エ 研究資金の獲得及び配分に関する具体的方策				
(ア) 研究を推進するための組織を設置し、競争的研究費の獲得や受託事業等の受入れによる外部資金の獲得について、毎年度10%の増加を図るとともに、学外との共同研究を企画・立案する。	III	III		評価III：3、評価IV：3 (P. 47)

(イ) 全国的な共同研究への参加を推進する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：5、評価Ⅳ：1 (P. 47～P. 48)
(ウ) 横断的プロジェクト研究への重点的な資金配分を行う。	Ⅳ	Ⅳ	特定研究助成プロジェクト発表会を開催するとともに、次世代リーダー賞及び若手研究奨励賞による顕彰等により、本学の研究活動を活性化させるとともに、講座・研究室等の枠を超えた研究を推進した。	評価Ⅲ：2、評価Ⅳ：4 (P. 48)
(エ) 萌芽的研究にも資金配分し、プロジェクト研究へ発展させることを目指す。	Ⅲ	Ⅲ		評価：5、評価Ⅳ：1 (P. 48～P. 49)
(オ) 外部資金による新規の研究分野を検討する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：4、評価Ⅳ：2 (P. 49)
3 附属病院に関する目標を達成するための措置				
(1) 教育及び研修機能を充実するための具体的方策				
ア-1 本学の特色ある診療科・診療単位、中央部門等の特徴を活かした臨床教育の場を提供する。	Ⅲ	Ⅳ		評価Ⅲ：7、評価Ⅳ：1 (P. 49～P. 50)
ア-2 臨床の場において、患者や医療関係者の立場を理解し、患者本位の医療や円滑なチーム医療を推進できるよう、学生の人格形成を図るための教育及び実習等を行う。	Ⅲ	Ⅲ	本学の医学部において、ケアマインド教育、老人福祉施設実習などを通じて、チーム医療やコミュニケーション能力の向上を図った。 平成18～23年度実績 ケアマインド教育：180時限 老人福祉施設：151か所 502名参加 保育所：16か所 339名参加 障害者福祉施設：19か所 303名参加	評価Ⅲ 2、評価Ⅳ：3 (P. 50)
イ-1 専門職としての実践能力及び高い総合診療能力を有する医師の育成を目指し、卒後臨床研修プログラムの充実を図る。	Ⅳ	Ⅳ	1次から3次までの救急研修や希望に応じて協力病院等を含めてローテイトできる研修プログラムの充実により、マッチングの第1希望者数について全国7位を達成した。(平成23年度) 平成18年度 23位、平成19年度 9位、 平成20年度 20位、平成21年度 21位、 平成22年度 9位	評価Ⅲ：9、評価Ⅳ：2 (P. 50)
イ-2 卒後臨床研修センターを中心として、臨床研修協力病院との連携を深めた研修システムを充実する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：5、評価Ⅳ：1 (P. 51)
イ-3 臨床の実践能力向上を図るため、看護師の卒後研修体制を確立する。	Ⅲ	Ⅲ	外部講師を招聘した研修を実施するとともに、e-learningのコンテンツの作成に取り組み、看護師の卒後研修体制を確立した。	評価Ⅱ：1、評価Ⅲ：5 (P. 51)

イ-4 積極的に外部講師等を招聘し、医療従事者等への教育・研修内容の充実を図る。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：5、評価Ⅳ：1 (P. 51～P. 52)
ウ-1 プライマリケア及び総合診療教育を充実させ、地域医療を担う医師、看護師、コ・メディカルスタッフの育成を図る。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：3、評価Ⅳ：3 (P. 52)
ウ-2 高齢者医療や地域に多い疾病等本県が抱える医療の課題を踏まえ、介護・福祉との連携を図りながら卒後初期及び後期臨床研修の内容の充実を図る。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：6 (P. 53)
エ-1 平成18年度に地域連携室を設置し、地域医療機関との診療連携や診療情報の提供により、地域医療の質の向上に努める。	Ⅲ	Ⅲ	<p>「地域医療連携和歌山ネットワーク」を推進し、連携強化に努めるとともに、5大がん地域連携パスも運用できるようになった。</p> <p>平成23年11月に連携登録医制度を発足させ、より緊密に地域の医療機関との連携を図っている。平成24年3月末で547名が登録した。</p> <p>紀北分院においては、病診連携・病病連携に努めることにより、専門医療に対する患者紹介率が向上した。</p> <p>患者紹介率 平成23年度 42.1%、平成18年度 21.5%</p>	評価Ⅲ：14、評価Ⅳ：6 (P. 53～P. 54)
エ-2 県内の医療専門職員の育成と能力向上を図るため、コ・メディカルスタッフの教育及び研修の受入れを行う。	Ⅲ	Ⅲ	コ・メディカル実習生を適宜受け入れ、医療専門職員の育成と能力向上を図った。	評価Ⅲ：5、評価Ⅳ：1 (P. 54～P. 55)
(2) 研究を推進するための具体的方策				
ア-1 和歌山県で重点的に取り組まなければならない疾病構造の改善、診療活動の改善、疾病の予防につながる研究を行う。(研究から再掲)	Ⅲ	Ⅳ	<p>平成21年度に「スポーツ・温泉医学研究所」での研究活動を行うとともに、新たに「みらい医療推進センター」を開所し、診療機能を持つ「サテライト診療所本町」と研究機能を持つ「げんき開発研究所」を併設した。</p> <p>・がん診療連携協議会 平成18年度に都道府県がん診療拠点病院に指定され、緩和ケア研修会をはじめとする各種研修会等を開催した。また、平成22年に作成した5大がんの地域連携パスの本格運用を始め、院内がん登録も開始した。患者相談事業として、がん相談支援センターの整備も行い、これらにより当院のみならず本県全体のがん診療の充実に資することができた。</p> <p>・地域がん登録 県からの受託事業として、平成23年度から標準データベースを設置するなど体制を整え、事業を開始した。 登録票登録数：6,646件 死亡票登録数：5,117件</p>	評価Ⅲ：6、評価Ⅳ：6 (P. 55～P. 56)

ア-2 疾病の原因、診断、予防について医学及び保健看護学の研究を行い、診療活動の場において、医療及び保健看護の質の向上に貢献する。(研究から再掲)	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：6 (P.57)
ア-3 創薬、診断及び治療方法などについての臨床研究、先端医療の研究を行う。(研究から再掲)	Ⅲ	Ⅲ	平成21年度に「循環器画像動態診断学講座」を、平成23年度に「運動機能障害研究開発講座」を開設し、臨床的先端医学の研究を行った。	評価Ⅲ：10、評価Ⅳ：1 (P.57)
イ-1 平成18年度に臨床研究管理センターを設立し、薬剤師、看護師等による治験コーディネーター業務を行い、幅広く治験による新薬開発に貢献する。	Ⅲ	Ⅲ	治験管理センター設置以降、増加する治験に対応するため、治験コーディネーター(CRC)を増員(3名→5名)した。	評価Ⅲ：8 (P.57～P.58)
イ-2 治験の実施に当たっては、「医薬品の臨床試験の実施に関する基準」に基づき、患者の権利の擁護に努める。	Ⅲ	Ⅲ	平成21年度に附属病院中央部門へ組織化された後も、治験審査委員会を年6回開催し、各種治験申請を審査するとともに、「医薬品の臨床試験の実施に関する基準」(GCP省令)に基づき、患者の権利擁護及び安全確保に努めた。	評価Ⅲ：6 (P.58)
ウ 医療の実践を通じた患者本位の安心できる医療の実現のため、医療現場の課題を抽出し、その解決方法やチーム医療のあり方等を検討し、安全かつ最適な管理体制の確立を目指す。	Ⅲ	Ⅲ	平成19年度より、医療安全推進部に医療安全推進室を設置し、専任の薬剤師、看護師を室長、副室長として、組織の充実・機能強化を図った。病院で発生するインシデントやアクシデント等の原因を分析し、対策を講じた。 平成20年度にMETコール要請基準を設け、急変時の対応に取り組んできた。平成23年度より更なる充実を図るため、名刺判のMETコール要請基準表を職員に配付し常時携帯し、周知度を高めることとしたことで、METコールの要請件数が増加し、安全確保のための管理体制の確立を図ることができた。 METコール：平成23年度 18件(平成22年度 4件) ドクターホワイトコール：平成23年度 5件 (平成22年度 9件)	評価Ⅲ：5、評価Ⅳ：1 (P.58)
(3) 地域医療への貢献と医療の実践を達成するための具体的方策				
ア-1 高度医療に貢献するため、医師及びコ・メディカル等の教育研修制度を確立する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：21、評価Ⅳ：1 (P.58～P.59)
ア-2 先端医療機器の導入、医療技術の開発を促進する。	Ⅲ	Ⅲ		評価：10 (P.60)
イ-1 患者の人格と命の尊厳を重んじる病院スタッフを育成する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：6 (P.60)
イ-2 患者が受診しやすいよう、診療科の枠を超えた臓器別・系統別の診療体制の整備、分かりやすい診療科名の表示を推進する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：5、評価Ⅳ：2 (P.60)

イ-3 附属病院本院では、平成19年度末までに財団法人日本医療機能評価機構等の認定を取得する。	III	III	平成19年度財団法人日本医療機能評価機構等の認定を取得した。	評価III：1、評価IV：1 (P. 60)
イ-4 患者個人情報など医療情報セキュリティ体制の強化を図りながら、診療実績（手術件数、生存率等）を積極的に公開する。	III	III	平成22年度の各種データ（入院、外来、ICD-10大分類、医療圏別の患者数、がん登録）をホームページで公開した。	評価III：1 1 (P. 61)
イ-5 栄養管理はもとより、患者の病態に応じた質の高い病院給食を提供する。	III	III		評価II：1、評価III：1 4、 評価IV：8 (P. 61～P. 63)
イ-6 平成18年度に地域連携室を設置し、地域の医療機関との連携を推進するとともに相談員を配置し「患者相談窓口」機能の充実を図る。	IV	III	<p>開設当初は約2,000件の相談を受けていたが、その後相談体制の充実を図り、現在では年間約9,000件の相談を受けている。</p> <p>また、平成23年11月に連携登録医制度を発足させ、より緊密に地域の医療機関との連携を図っている。</p> <p>登録者数：547名（平成24年3月末）</p> <p>平成18年から設置した看護相談室ではがん療養、メンタルヘルス、糖尿病療養などの相談を年間約300～400件程度受けている。その中で、がん療養の相談が増加傾向にある。</p> <p>相談件数：平成23年度 395件（相談件数の約80%）</p>	評価III：8、評価IV：8 (P. 63～P. 64)
ウ-1 ドクターヘリの運航継続と救命救急センターの機能強化により、県内の救急医療の地域間格差の是正に寄与する。	IV	IV	平成23年4月に「高度救命救急センター」として和歌山県知事から指定を受けた。また平成24年1月にはオーバーナイトベッド12床を整備し、運用を開始した。 オーバーナイトベッド使用患者数：731名 (平成24年1月～3月末)	評価III：2、評価IV：6 (P. 64～P. 65)
ウ-2 基幹災害医療センター(総合災害医療センター)として「和歌山県地域防災計画」に基づく医療活動を行うとともに関係医療機関を支援する。	IV	III	東日本大震災被災地にDMAT（災害派遣医療チーム）及び医療救護チームを派遣した。また、台風12号の被害地域に対してはDMAT及び医師を派遣し、那智勝浦町立温泉病院を支援した。	評価III：5、評価IV：1 (P. 65)
ウ-3 本県へき地医療の包括的な支援について、県福祉保健部との連携を図り、へき地診療所の診療支援等を推進する。	III	III		評価III：1 (P. 65)
ウ-4 「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定要件を検証し、必要な診療体制、研修体制、情報提供体制等を検討し、指定を目指す。	III	IV	平成18年度「都道府県がん診療連携拠点病院」に指定された。 平成21年度「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定更新に合わせ、腫瘍センター（化学療法、放射線治療及び緩和ケアの3部門）を10月に設置し体制を整えた。	評価IV：2 (P. 65)

<p>(4) 医療安全体制の充実に関する具体的方策</p> <p>ア 医師、看護師、薬剤師等、医療スタッフの配置により医療安全推進部の体制強化を図る。</p>	III	III	<p>各所属のリスクマネージャーによるリスクマネージャー会議を、定期的に、全体会議（年3回）及びグループ別会議（年6回）として開催して、各所属での医療安全推進活動を強化した。</p>	<p>評価III：4、評価IV：2（P.66）</p>
<p>イ リスクマネージャー会議の推進を図るとともに、院内巡回指導を実施し、各所属のリスクマネージャーの活動を強化する。</p>	III	III	<p>リスクマネージャーは、所属のアクシデント・インシデント事例の内容分析及びコメントをし、事例の再発防止に努め、積極的な事例の提出を促した。平成23年度より、グループ別会議（7月、2月）において、各病棟の巡回を実施し、安全面の取り組みを相互に評価し周知した。また、各所属のリスクマネージャー活動の強化のため、学会・研修会への参加を促し、研修の場を得ることができた。</p>	<p>評価III：13、評価IV：1（P.66～P.67）</p>
<p>ウ 医療安全管理体制の透明性、公平性の確保を図るため、外部委員を必要に応じて導入する。</p>	III	III	<p>平成19年度医療事故調査委員会に外部委員制度を導入した。</p>	<p>評価II：1、評価III：1（P.67）</p>
<p>エ 医療安全への取組及び医療事故等の状況（経緯や改善策等）についての情報を積極的に公表する。</p>	III	III	<p>医療安全への取組として、全職員を対象とした医療安全意識の向上と知識習得のため、全職員が概ね年2回以上の研修を受講した。平成22年10月より、e-learningシステムを導入したこと、スキルアップ講習会等を開催したことにより研修体制の充実を図ることができた。医療事故等の情報の公表については、3b以上の医療事故を、3ヶ月毎にホームページに公表し、医療の透明性を示した。</p>	<p>評価III：9（P.68）</p>
<p>(5) 病院運営に関する具体的方策</p> <p>ア-1 診療科、中央診療部門、看護部門及び事務組織の再編成を行い、診療機能・診療支援機能を点検し、充実を図る。</p> <p>ア-2 病院医療水準の向上を目指し、患者によるサービスの評価、地域要望を取り入れる体制を構築し、病院機能の向上に努める。</p> <p>ア-3 地域社会との交流を図るため、ボランティアの受入れを積極的に拡充する。</p> <p>イ-1 平成20年度末までに病院経営をより効率的に進めるための機能的な組織体制を整備する。</p>	III	III	<p>中央部門として、治験管理センター、認知症疾患医療センター、肝疾患相談支援センター、病床管理センター、腫瘍センター及び医療情報部、病態栄養治療部を設置し、また、診療情報管理士の採用により診療機能の充実、診療情報管理業務の充実を図った。</p>	<p>評価II：1、評価III：8、評価IV：5（P.68～P.69）</p> <p>評価III：5、評価IV：1（P.69）</p> <p>評価III：10、評価IV：2（P.70）</p> <p>評価III：9、評価IV：2（P.70～P.71）</p>

<p>イ-2 平成18年度末までに適正な物品管理システムを整備し、医療材料の在庫の縮小と効率的な物品管理を行う。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>平成18年度預託方式の物品管理システムを導入した。</p>	<p>評価III：3、評価IV：2 (P.71)</p>
<p>イ-3 診療科別や部門別の診療実績や収支等を勘案した職員の再配置を行い、効率的・機能的な病院組織への再編整備を実施する。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>DPCデータによる経営分析を行い、診療科にも説明し、改善につなげる取り組みを実施した。 7対1看護体制は平成23年4月に申請し、6月に認可された。体制を実施していくうえで、新人看護職員臨床研修制度、継続教育の充実を図り、人材育成のための体制整備を図った。</p>	<p>評価III：3、評価IV：3 (P.71)</p>
<p>イ-4 部門毎の業務を点検し、アウトソーシングの推進などにより、運営コストの削減に努める。</p>	<p>IV</p>	<p>IV</p>	<p>医事業務委託について、受付・計算・レセプト請求の医事業務、病歴スキャン業務、予約業務の3業務に見直し、予約業務を直営化した。 紀北分院においては、病院建て替えを契機として清掃、給食及び施設管理を全部委託するとともに、ボイラー業務を廃止、電話交換業務の整理縮小に努め、人件費削減を図った。</p>	<p>評価III：5、評価IV：1 (P.72)</p>
<p>イ-5 健全な病院経営を推進するため、前年度の実績を踏まえ、病床の利用状況や患者の在院日数等を検証し、効果的な運用を図るとともに、医療技術の進歩及び医療制度改革に応じた医業収入を確保するよう努める。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>診療科毎に現状分析を行い、病床利用率、在院日数などのチェック・検証を実施し効果的な運用を図り、医業収入の確保に努めた。 病床利用率：平成23年度 80.6% (平成18年度 85.5%) 平均在院日数：平成23年度 15.7日 (平成18年度 18.7日) 紀北分院では、新病院建替を機に、病床を効率的に運用することとし、それにより医事収入の増収を図り、病院経営の健全化を推進する。 建て替え後、病床利用率は上昇を続けている。平均在院日数も短縮している。 平成23年度病床稼働率75.1% (平成18年度 61.4%) 平成23年度平均在院日数14.7日 (平成18年度 19.3日)</p>	<p>評価II：5、評価III：10、 評価IV：1 (P.72～P.73)</p>
<p>(6) 附属病院本院と同紀北分院の役割分担及び連携強化を達成するための具体的方策</p>				
<p>ア 附属病院本院及び附属病院紀北分院の情報の共有化や相互の医師、看護師をはじめとする全職員の交流を活性化する。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>		<p>評価III：6 (P.73)</p>
<p>イ 平成18年度中に紀北分院整備基本構想(マスタープラン)を策定し、高齢者医療、リハビリテーション医療等を軸として地域特性を踏まえた機能の充実を図る。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>		<p>評価III：5 (P.74)</p>

4 地域貢献に関する目標を達成するための措置				
(1)-1 平成18年度中に全学的な地域医療支援組織を構築し、地域の医療機関の連携、協力体制を支援する。	III	III	平成18年度全学的な地域医療支援に取り組むため、生涯研修・地域医療支援センターを設置した。また、県の委託を受け平成23年度に和歌山県地域医療支援センターを設置した。	評価III：14、評価IV：2 (P.74～P.75)
(1)-2 ドクターヘリの運航継続と救命救急センターの機能強化により、県内の救急医療の地域間格差の是正に寄与する。(附属病院から再掲)	IV	IV	平成23年4月に「高度救命救急センター」として和歌山県知事から指定を受けた。また平成24年1月にはオーバーナイトベッド12床を整備し、運用を開始した。 オーバーナイトベッド使用患者数：731名 (平成24年1月～3月末) (再掲)	評価III：3、評価IV：5 (P.75)
(1)-3 自然災害、事故災害又は公衆衛生上重大な危害が発生した場合、基幹災害医療センターとして医療救護チームの派遣等、迅速かつ適切な対応を図ることとする。	IV	III	東日本大震災及び台風12号の被災地にDMAT及び医療救護チームを派遣した。	評価III：5、評価IV：1 (P.75)
(1)-4 本県へき地医療の包括的な支援について、県福祉保健部との連携を図り、へき地診療所の診療支援等を推進する。(附属病院から再掲)	III	III		評価III：1 (P.76)
(1)-5 「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定を目指し、がん診療の支援を行う医師の派遣に取り組み、地域医療機関との連携を図る。	III	IV	平成18年度に都道府県がん診療拠点病院に指定され、緩和ケア研修会をはじめとする各種研修会等を開催した。また、平成22年に作成した5大がんの地域連携パスの本格運用を始め、院内がん登録も開始した。患者相談事業として、がん相談支援センターの整備も行い、これらにより当院のみならず本県全体のがん診療の充実に資することができた。	評価III：2、評価IV：5 (P.76～P.77)
(2)-1 医学及び保健看護学及び助産学の研究成果を、地域産業の活性化、健康福祉、公衆衛生活動に展開させるため、研究成果、業績等の知的財産を公開するとともに、本学教員による各種の研修会での講演や地域活動などを行う。(研究から再掲)	III	III		評価II：2、評価III：4 (P.77)
(2)-2 寄附講座、受託研究、企業との共同研究を拡大する。(研究から再掲)	III	III		評価III：4、評価IV：2 (P.77)
(3)-1 地域医療関係者の資質向上を図るため、最新の研究成果等の情報及び研修の機会を提供する。	III	III		評価III：6 (P.77)

(4)-1 地域住民の健康福祉の向上に資するため、民間企業等とも連携し、県民を対象とした公開講座等各種の学習機会を年間10回以上提供する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：9、評価Ⅳ：1 (P. 78)
(4)-2 県内の小・中・高等学校等との連携を推進し、教育活動や健康増進のための保健活動等を行う。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：6 (P. 78)
(5)-1 県や市町村との連携の下に、保健医療施策や福祉施策の立案等に参画する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：6 (P. 79)
(5)-2 地域の保健医療機関等と連携し、地域の特色を活かした健康づくりを推進することにより、「和歌山ならではの健康文化」を創造し、全国に発信する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：4、評価Ⅳ：2 (P. 79)
5 産官学の連携に関する目標を達成するための措置				
(1) 産業界、行政、民間団体等との連携(以下「産官学民連携」という。)を推進する体制を平成18年度に整備し、外部資金に関する情報収集、情報提供を行う部署を設ける。	Ⅲ	Ⅲ	平成18年度産官学連携推進本部を設置するとともに、企画室を設置し、外部資金に関する情報収集等を行った。 平成20年度株式会社紀陽銀行との連携協定を締結、双方の情報交換等により連携強化を図るとともに、同行との共催による「異業種交流会」を開催し、企業とのマッチングを促進した。	評価Ⅲ：3、評価Ⅳ：3 (P. 79~P. 80)
(2) 学外研究者や産業界等と共同研究事業及び受託研究事業を推進するため、大学側から積極的な研究課題の提案を行う。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：2、評価Ⅳ：4 (P. 80)
(3) 産官学民連携による新技術や研究成果の発信を行う。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：5、評価Ⅳ：1 (P. 80)
(4) 他大学との単位互換制度及び講義・実習における提携等を推進し、県内の高等教育機関との連携の強化を図る。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅱ：2、評価Ⅲ：9 (P. 80~P. 81)
6 国際交流に関する目標を達成するための措置				
(1) 大学及び大学院の研究活動、学費、学生生活等に関する情報を適切に提供する。(再掲)	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：6 (P. 81~P. 82)
(2) 平成18年度中の国際交流センターの設置も視野に入れて、外国人研究者、留学生の受け入れ体制、修学支援体制を整備する。(再掲)	Ⅲ	Ⅳ	国際交流センターを設置するとともに、外国人研究者、留学生等が利用する国際交流ハウスを整備し、修学支援体制も整備した。 また、学生の留学先の確保に努め、ハワイ大学及びミネソタ大学へ派遣できる体制を整備した。	評価Ⅲ：4、評価Ⅳ：2 (P. 82)

(3) 教育・研究・医療の向上を図るため学生、教職員の海外研修を行う。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：4、評価Ⅳ：2 (P.82)
(4) 海外の大学等との学術交流を推進するとともに、諸外国の大学等との交流協定を締結する。(再掲)	Ⅲ	Ⅲ	山東大学に加え、コンケン大学、マヒドン大学、香港中文大学、上海交通大学、ソウル大学と交流協定を締結した。	評価Ⅲ：4、評価Ⅳ：2 (P.82)
(5) 国際的な医療活動や医療技術支援を推進する。	Ⅲ	Ⅲ	平成18年度セネガルから臨床検査技師22名を研修及び見学として受け入れるとともに、ギニア他4カ国から臨床検査技師9名を見学として受け入れた。	評価Ⅲ：1 (P.82～P.83)
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置				
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置				
(1)-1 理事がそれぞれの専門分野の立場から理事長を補佐し、理事長がリーダーシップを発揮できる組織を構築する。また、法人の経営的基盤の強化を図るため、理事長のリーダーシップの下、経営審議会及び事務組織が経営戦略に対して専門性の高い組織として機能する体制を確立	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：4、評価Ⅳ：1 (P.83)
(1)-2 学部教育の充実と学部運営の活性化を図るため、大学における教育研究審議会と教授会がそれぞれの役割を果たすことによって、機動的、戦略的な運営を行うことができるように、両組織の位置付けを明確にする。	Ⅲ	Ⅲ	平成18年度産官学連携推進本部及び地域・国際貢献推進本部を設置した。	評価Ⅲ：4 (P.83)
(1)-3 円滑な大学運営に必要な情報収集機能を高め、教員と事務職員が一体化して大学運営に積極的に取り組んでいく体制を確立する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：10、評価Ⅳ：2 (P.84)
(1)-4 理事長、副理事長及び理事は、大学が現有する物的人的資源を把握し、法人の実務に有効活用できる方法を確立する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：6 (P.84)
(1)-5 学外から広く斬新な意見を取り入れるため、理事、経営審議会及び教育研究審議会に学外の専門家を含める。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：2 (P.85)
(1)-6 事務組織に監査担当部署を設置し、監事監査及び会計監査人監査の事務を所掌するとともに、内部監査機能の充実を図る。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：7 (P.85)
(2)-1 医療関係者の資質の向上を図るための施策を推進し、優れた医療人を育成し、地域の保健・医療・福祉の各機関へ適切な人材を輩出する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：6 (P.85)

<p>(2)-2 県民の医療ニーズ、地域の医療事情に対応して、県内の医療機関の適正な医師配置を実現するため、平成18年度中に全学的な地域医療支援組織を設置する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>全学的な地域医療支援に取り組むため、平成18年度に生涯研修・地域医療支援センターを設置した。また、県の委託を受けて平成23年度に和歌山県地域医療センターを設置した。</p>	<p>評価Ⅲ：5、評価Ⅳ：1 (P. 85)</p>
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p>				
<p>(1) 理事会、教育研究審議会及び各教授会が有機的に連携し、教育研究全体の活性化につながるよう組織体制を再編する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅲ</p>		<p>評価Ⅲ：6 (P. 86)</p>
<p>(2) 学部教育、大学院教育及び専攻科教育を充実発展させるため適正な教員の配置を行う。また、学内の各種の委員会等の業務の効率化を進め、良好な教育研究環境の創出を行う。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅲ</p>		<p>評価Ⅱ：3、評価Ⅲ：1、 評価Ⅳ：1 (P. 86)</p>
<p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p>				
<p>(1)-1 任期制度の導入を推進する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>平成19年4月から医学部全教員に任期制度を導入した。</p>	<p>評価Ⅲ：1、評価Ⅳ：1 (P. 86)</p>
<p>(1)-2 全職種について職員の評価制度を確立し、職員の意欲の向上、教育・研究・医療の質の向上を図る。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅲ</p>		<p>評価Ⅲ：3 (P. 87)</p>
<p>(1)-3 変形労働時間制や裁量労働制、短時間勤務など、多様な勤務形態等の導入を推進する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅲ</p>		<p>評価Ⅲ：5 (P. 87)</p>
<p>(1)-4 公募制を拡大する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>平成21年6月に和歌山県立医科大学教員選考規程を改正し、施行した。</p>	<p>評価Ⅲ：7、評価Ⅳ：1 (P. 87)</p>
<p>(1)-5 平成22年度までに女性教員の割合を20%以上とすることを目指し、育児代替教員制度や離職教員の復職制度、学内託児施設の拡充等、働きやすい環境の整備に努める。また、外国人教員についても、採用を促進する方策を検討する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>平成20年度より育児休暇から復帰する看護職員を対象に教育プログラムを開始し、平成22年度には復職支援プログラムを計画した。また、育児時間などの制度を利用するに当たり、外部から臨床心理士による相談を開始した。 育児部分休業や育児時間休暇の取得者が増加しつつある。</p>	<p>評価Ⅲ：18、評価Ⅳ：1 (P. 87~P. 88)</p>
<p>(1)-6 臨床教授制度や客員教授制度等、学外の優れた人材の活用を促進する制度の拡充</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅲ</p>		<p>評価Ⅲ：4、評価Ⅳ：2 (P. 88)</p>
<p>(2)-1 教職員の能力開発、能力向上及び専門性等の向上に資するための計画的な研修機会の充実を図る。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅲ</p>		<p>評価Ⅲ：6 (P. 89)</p>

(2)-2 組織及び教職員個々の活性化のため、他機関との人事交流を積極的に行う。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：6 (P.89)
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 (1) 効果的かつ効率的な大学運営を行うため、事務処理の迅速化及び簡素化を目指した業務の見直しを行う。また、大学運営に必要な情報収集と分析能力の強化を図るため、企画及び経営戦略の専門部署を設置する。さらに、大学運営に関する専門性の向上を図るため、専門知識の習得や研修体制を確立するとともに、専門職員の導入を行う。	Ⅲ	Ⅲ	事務組織の見直しを行い、企画課の拡充を行った。また、危機対策室及び法人経営室を平成24年度から設置することにした。	評価Ⅱ：1、評価Ⅲ：6 (P.90)
(2) 法人業務の円滑な運営を見据え、人的資源を有効に活用するための一方策として、業務の外部委託を実施する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：4 (P.90)
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置				
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (1) 科学研究費補助金、共同研究、受託研究、奨学寄附金等外部資金に関する情報収集、情報提供を行う部署を設けるとともに、研究を推進・支援するための具体的な方策を企画・立案し、外部資金の獲得について、毎年度10%の増加を図る。	Ⅲ	Ⅲ	科学研究費補助金、共同研究、受託研究、奨学寄附金等外部資金に関する情報収集、情報提供を行う企画課の設置を行った結果、外部資金の獲得額が増加した。 平成18年度 1,349,599千円 平成19年度 1,154,774千円 平成20年度 1,343,034千円 平成21年度 1,311,933千円 平成22年度 1,438,333千円 平成23年度 1,902,506千円	評価Ⅲ：4、評価Ⅳ：2 (P.91)
(2) 知的財産の一元管理を行う部署を設け、有効な活用方法について検討する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：1 (P.91)
(3) 外部資金に関する情報収集、情報提供を行う部署を設け、共同研究、受託研究、奨学寄附金等外部資金の受入れ手続きの整備を図る。	Ⅲ	Ⅳ	公立大学法人化を果たした平成18年度に、事務局に企画室を設置し、奨学寄附金等外部資金の受入れ手続きを整備した。	評価Ⅳ：1 (P.92)
(4) 学生納付金や各種手数料について適切な額を設定するとともに、新たな自己収入確保のための方策についても検討する。	Ⅲ	Ⅲ	新病院の移転を機に、売店をはじめとした施設使用許可を入札方式に改め、使用料の収入の増加を図った。	評価Ⅲ：9 (P.92)

<p>(5) 健全な病院経営を推進するため、前年度の実績を踏まえ、病床の利用状況や患者の在院日数等を検証し、効果的な運用を図るとともに、医療技術の進歩及び医療制度改革に応じた医療収入を確保するよう努める。(附属病院から再掲)</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>診療科毎に現状分析を行い、病床利用率、在院日数などのチェック・検証を実施し効果的な運用を図り、医療収入の確保に努めた。 病床利用率：平成23年度 80.6% (平成18年度 85.5%) 平均在院日数：平成23年度 15.7日 (平成18年度 18.7日)</p> <p>紀北分院では、新病院建替を機に、病床を効率的に運用することとし、それにより医事収入の増収を図り、病院経営の健全化を推進する。 建て替え後、病床利用率は上昇を続けている。平均在院日数も短縮している。 平成23年度病床稼働率75.1% (平成18年度 61.4%) 平成23年度平均在院日数14.7日 (平成18年度 19.3日)</p>	<p>評価Ⅱ：4、評価Ⅲ：7、 評価Ⅳ：1 (P.93)</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p>				
<p>(1) 経営状況や管理的経費を分析し、管理的経費の年間1%削減を目指す。また、適正な業務実績の評価に基づき、人や資金を効率的に配分し、学内の資源を有効に活用する。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>		<p>評価Ⅱ：1、評価Ⅲ：10 (P.94)</p>
<p>(2) 医療材料、医薬品等の現状を分析し、購入方法の見直しを図り、経費を削減する。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>医薬品、医薬材料ともに、価格交渉の取り組みを強化した結果、医薬材料の診療収入比率は、 平成18年度 35.51% 平成19年度 35.78% 平成20年度 35.76% 平成21年度 37.45% 平成22年度 36.21% 平成23年度 34.52% (平成24年3月見込) となった。</p>	<p>評価Ⅱ：2、評価Ⅲ：2、 評価Ⅳ：2 (P.94~P.95)</p>
<p>(3) 管理的経費抑制の観点から、事務等の組織を見直すとともに、外部委託可能な業務について検討する。また、多様な雇用形態を採用し、人件費の抑制を推進する。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>		<p>評価Ⅲ：3、評価Ⅳ：1 (P.95)</p>
<p>(4) 経費節減のため、教職員への意識啓発を行う。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>		<p>評価Ⅲ：6 (P.95~P.96)</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p>				
<p>(1) 専門家の助言を得ながら、効率的な資産の一元管理と運用を行い、その具体的方策を立てる。 また、資産運用に際しては、危機管理対策に十分配慮したものとする。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>		<p>評価Ⅲ：6 (P.96)</p>

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置				
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置				
(1) 教育及び研究等の諸活動の達成度を点検し、評価するために、情報収集及び分析能力の向上を図る。	III	III		評価III：2 (P.97)
(2) 学部、大学院研究科、専攻科、附属病院が、それぞれ独自に自己点検・評価を実施する。	III	III		評価III：6 (P.97)
(3) 平成20年度中に(財)大学基準協会の相互評価を受ける。また、附属病院本院では、平成19年度末までに(財)日本医療機能評価機構の認定を取得する。	III	III	平成19年度(財)日本医療機能評価機構の認定を受けた。 平成20年度(財)大学基準協会の相互評価を受けた。	評価III：3、評価IV：1 (P.97)
(4) 自己点検・評価の結果を公表し、第三者評価等の結果を各部門にフィードバックして継続的に各業務の改善を図ることができるシステムを構築する。	III	III		評価III：5 (P.98)
(5) 教育・研究・医療に業績のあった組織、優秀な教職員を表彰する制度を導入する。	III	III	教員評価の結果に基づき、特別優良教員の表彰制度を導入した。	評価II：2、評価III：2、 評価IV：1 (P.98)
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置				
(1)-1 広報誌、ホームページ等の点検や見直しを行うなど、県民等にわかりやすい広報のあり方を検討するとともに、学内外へ積極的に情報を提供する。	III	III		評価III：10 (P.98～P.99)
(1)-2 学部学生、大学院生、専攻科生及び教職員等の確保のため、処遇や進路について、広報活動の充実を図る。	III	III		評価III：6 (P.99)
(1)-3 教育研究活動、管理運営、財務内容等の情報を一元的に管理し、社会の求めに応じて適宜情報を提供する。	III	III		評価III：6 (P.99)
(2) 個人情報の取扱いについては、和歌山県個人情報保護条例に基づき、適切な文書管理及びデータベース管理に必要な措置を講じる。	III	III		評価III：6 (P.100)

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置			
1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置			
(1)-1 施設及び設備の整備計画、医療機器や研究機器等の購入計画を策定し、教育・研究・医療環境の整備・充実を進める。	Ⅲ	Ⅲ	平成20年度学生の定員増に対応するため、医学部三葛教育棟を建設した。また、高度医療人育成センターを建設し、臨床教育環境の充実を進めた。 評価Ⅲ：13、評価Ⅳ：1 (P.100～P.101)
(1)-2 附属病院紀北分院については、地元との連携を図りながら適切な医療規模、必要な診療機能等を調査検討し、中期計画期間中に医療環境整備を行う。	Ⅲ	Ⅲ	評価Ⅲ：5 (P.101)
(1)-3 施設及び設備の整備に当たっては、資金調達の方法、効率的及び効果的な整備手法を検討する。	Ⅲ	Ⅲ	評価Ⅲ：6 (P.102)
(1)-4 施設及び設備の整備・充実を行う場合、耐震機能、安全性及び利便性に配慮したものとする。	Ⅲ	Ⅲ	評価Ⅲ：4 (P.102)
(2) 既存の施設及び設備の利用・整備状況を調査点検し、共同利用や産官学民連携による利用などの有効活用を図るとともに、適正な維持管理を行う。	Ⅲ	Ⅲ	評価Ⅲ：7、評価Ⅳ：1 (P.102～P.103)
2 安全管理に関する目標を達成するための措置			
(1)-1 労働安全衛生法を踏まえた適正な安全管理体制を整備する。	Ⅲ	Ⅲ	平成19年度健康管理センターを設置し、産業医を配置した。 評価Ⅱ：2、評価Ⅲ：7、 評価Ⅳ：1 (P.103)
(1)-2 学内施設等の安全対策の実施状況を点検し、整備に努める。	Ⅲ	Ⅲ	評価Ⅲ：6 (P.103～P104)
(1)-3 学生等に対する環境保全及び安全衛生教育等を推進する。	Ⅲ	Ⅲ	評価Ⅲ：6 (P.104)
(2) 自然災害や事故等が発生した場合の対応マニュアルについては、訓練を通じて検証を行い絶えず見直していくとともに、職員一人ひとりの危機管理意識を向上させ、不測の事態に迅速かつ適切な対応ができるよう研修・訓練を重ねていく。	Ⅲ	Ⅲ	評価Ⅲ：12 (P.104～P.105)
3 基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置			
(1) 人権及び生命倫理に関する知識の修得を図り、人権意識を高めるために人権・同和対策推進協議会を中心に定期的な講習会の開催を行う。	Ⅲ	Ⅲ	評価Ⅲ：6 (P.105)

(2) 教職員の服務規律を定め、行動規範の周知を図る。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：6 (P.105～P.106)
(3) 来院者、入院患者の人権相談等に対応できる窓口を設置する。	Ⅲ	Ⅲ	平成19年度相談員を配置して、患者からの医療相談及び苦情処理等あらゆる相談に対応した。	評価Ⅲ：12 (P.106)
(4) 全学に職場研修委員を配置し、人権啓発の推進に取り組む。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：6 (P.106)
(5) 学生、教職員を対象にセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害に対応する相談員を配置する。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：5 (P.106)
(6) 研究や医療行為については、国際基準や国の倫理指針に準拠して実施されるよう、教職員の啓発を行うとともに、倫理に関する審査体制を点検し、継続的に充実を図る。	Ⅲ	Ⅲ		評価Ⅲ：6 (P.107)

第7 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画			
第8 短期借入金の限度額 10億円			
第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし			
第10 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究・医療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。			
第11 その他 1 施設及び設備に関する計画 各事業年度の予算編成過程等において決定する。 2 人事に関する計画 人事に関する計画を策定し、適正な人事管理を行う。 ・任期制度の導入を推進する。 ・職員の評価制度を確立する。 ・多様な勤務形態の導入を推進する。 ・公募制を拡大する。 ・女性教員や外国人教員の採用を促進する。 ・学外教員制度の拡充を図る。 3 積立金の処分に関する計画 なし			

